

# 第1章 社会的背景と現状

近年、公立図書館と学校及び学校図書館との連携、及び公立図書館による学校図書館への支援が求められています。これについては、それぞれ図書館法第3条並びに学校図書館法第4条において、互いに緊密に連絡、協力することとされています。また、子どもの読書活動の推進に関する法律においても公立図書館と学校が連携をより強化するとともに、その他必要な体制を整備することとされており、その必要性はよく知られているところです。

いま、公立図書館と学校及び学校図書館との連携、とりわけ公立図書館による学校図書館への支援の必要性がさらに高まっています。その社会的背景として学校現場の変容が挙げられます。

平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書の配置が努力義務化されました。これによって現在道内の小学校及び中学校のうち2割程度に学校司書が配置されており、学校における読書活動の充実につながったという声が聞かれています。

また、平成28年には、文部科学省が、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」を定めました。

さらに、平成29年には新しい小学校及び中学校学習指導要領が告示されました。これによって、学校図書館には児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた役割が期待されることになりました。また、学校図書館図書整備等5か年計画も始まり、今後の図書整備や新聞配備についての地方財政措置が拡充されるとともに、さらなる学校司書の配置も盛り込まれています。

このとおり学校及び学校図書館では環境整備が進んでいるように見えます。しかしながらその一方で、現場からはこの流れに対応できず、困惑の声が聞こえるようになりました。具体的には、学校司書を配置されている小学校及び中学校が少ないこと、学校司書が配置されていても多様な勤務形態の中で十分な勤務時間を確保されていないこと、学校図書館を運営する学校司書や司書教諭、学校図書館担当教員が打合せの機会を十分持たずにいること、学校図書館が公立図書館と連携し、支援を求めたいと考えても、どう踏み出せばよいかわからないといった課題などが挙げられます。このことについて、第2章「道内の取組状況」において、今回実施したアンケート調査による実態把握の結果を示し、第3章「アンケート結果を踏まえた意見交流」において全道図書館専門研修（子ども読書／学校支援）によって意見交流された内容を参考とし、第4章「さらなる連携を目指して」により、北海道図書館振興協議会調査研究チーム（以下、「調査研究チーム」といいます。）からの提言につなげたいと思います。